

# ○西紋別地区環境衛生施設組合財政事項説明書 に関する条例

〔昭和 50 年 4 月 1 日〕  
〔 条 例 第 17 号 〕

(目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 の規定による財政に関する事項を説明する文書（以下「説明書」という。）の公表等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(説明書の公表)

第 2 条 説明書の公表は毎年 2 月及び 8 月にこれを行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により期日までに説明書を公表することのできないときは、事故の止んだときから 1 ヶ月以内においてその期日を定めてこれを公表しなければならない。

(説明書の内容)

第 3 条 説明書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、2 月に公表する説明書にはその年度の当初予算常況を、8 月に公表する説明書には前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

- (1) 予算の使用及び収入の状況
- (2) 財産、公債、一時借入金の現在高
- (3) その他組合長において必要と認める事項

(公表の方法)

第 4 条 説明書の公表は、西紋別地区環境衛生施設組合公告式条例による。

- 2 前項の説明書の写は、その公表の日から 1 年間何人も組合長の指定する場所において、これを閲覧することができる。
- 3 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は、組合長がこれを定める。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、説明書の作成及び公表の手続きに関し、必要な事項は、組合長がこれを定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。